

今回提案の「包括的意見イメージ案」により年金事務所段階での回復が可能となるケース

	本人からの保険料控除あり			本人からの保険料控除なし d	
	事業主からの届出あり a	事業主からの届出なしかつ保険料未納 b	事業主からの届出なしかつ納付状況が不明 c		
A 事業所間の異動による1ヶ月の空白	厚生年金保険法第75条ただし書による回復	時効で保険料徴収権が消滅していない場合は、厚生年金保険法第27条の届出により回復	同一企業グループ内の事業所間の転勤に伴う場合であって人事記録等により勤務が確認できる場合	法令上回復ができないケース	
B 賞与の届出漏れなど			給与明細等がある場合		同左
C 適用の調査中などで厚年未適用事業所であった期間			法人事業所の昭和63年4月以降の期間で給与明細等がある場合		同左
D 一般的な事業所からの届出漏れなど			申立期間の当時、事業所が適用事業所となっている場合であって、給与明細等がある場合		同左
E 同僚等、未申立の従業員			A, Bの者と同時期に同一事業所に勤務していた場合、申立を勧奨		